

# 人口問題研究

## 第四卷 第七號

### 調査研究

#### 結婚持續期間より見たる子女

#### 數別夫婦の分布

岡崎 文規

本誌第一卷第七號「出産力調査速報特輯號」において、「出産力調査」の結果を概説し、そのなかで、結婚持續期間別による一夫婦當り平均出生兒數についても、相當に詳細なる報告をしておいた。

いま、觀點をかへて、「出産力調査」の結果に基いて、結婚持續期間より見たる子女數別夫婦の分布を観察しようとおもふ。これは結婚持續期間の

結婚持續期間より見たる子女數別夫婦の分布

經過するにつれて、子女數別に夫婦の分布してゐる状態を明らかにすることを目的としてゐる。例へば或一團の夫婦について、結婚後一年には、その幾割は無子夫婦であり、またその幾割は一子をもつ夫婦であるが、結婚後二年には、その幾割は無子夫婦、その幾割は一子をもつ夫婦、その幾割は二子をもつ夫婦であるかを明らかにしようといふのである。

しかし、この場合、夫婦の出産力は結婚年齢特に妻の結婚年齢によつて著しく差等があるから、妻の結婚年齢が同一である夫婦の一團を選択することは望ましい。そこで、私は妻の初婚年齢二十二歳の夫婦と二十五歳の夫婦とを選び出すことにした。何故に妻の初婚年齢の異なる二つの夫婦の集團を選定したかといへば、最近における妻の平均結婚年齢は約二十五歳であるが、この集團の夫婦における子女數別夫婦の分布は、結婚持續期間の經過につれて、如何なる状態を示すものであるか、また「人口政策確立要綱」において要望せられてゐる如く、結婚年齢を三年早めて、妻の平均結婚年齢が約二十二歳に低下した場合、子女數別夫婦の分布は、結婚持續期間の經過につれて、如何なる状態を示すものであるかを比較対照しようとして考へたからである。

次に結婚持續期間は妻の妊娠能力が一般に停止すると考へられる年齢例へば四十四、五歳までにすると、家族の大きい、その極限を観察することが出来て甚だ好都合であるが、妻の年齢が未だ四十四、五歳に達せざる夫婦をすべ

て除外することとなり、觀察數は著しく少くなるから、こゝでは結婚持續期間十五年の夫婦をとることとした。従つて妻の初婚年齢二十二歳の夫婦については、妻の年齢は三十七歳、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦については、妻の年齢は四十歳に達したものが觀察の對象となつてゐる。

この二つの條件の下に、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦は七百四十四組、

妻の初婚年齢二十五歳の夫婦は二百七組であつて、これが觀察對象である。まづ第一に、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦七百四十四組につき、結婚持續期間の経過につれて、子女數別夫婦の分布を示すと、左の第一表の如くである。

第一表 妻の初婚年齢二十二歳の夫婦に於ける結婚經過年數より見たる子女數別夫婦の分布

經過年數	出生兒數										
	零	一兒	二兒	三兒	四兒	五兒	六兒	七兒	八兒	九兒	合計
一年	零	六一七	二二七	三〇五	一						七四四
二年	二一七	五〇五	二二	〇・一三							七四四
三年	一一三	五〇三	一二六	二							七四四
四年	八〇	三二七	三一一	二六							七四四
五年	五九	二〇二	三八三	九七	三						七四四
六年	四七	一三五	三三三	二一四	二四						七四四
七年	四二	九四	二四九	二八五	七一						七四四
八年	三二	八〇	一八一	二八七	一四八	一五					七四四
九年	二八	六三	一三九	二五九	二〇六	四四					七四四
一〇年	二八	五五	一〇九	二〇四	二四〇	九三					七四四
一年	二七	四六	八八	一五八	一三六	一五〇					七四四
二年	二七	五五	一〇九	二〇四	二四〇	九三					七四四
三年	二七	四六	八八	一五八	一三六	一五〇					七四四
四年	二七	四六	八八	一五八	一三六	一五〇					七四四
五年	二七	四六	八八	一五八	一三六	一五〇					七四四
六年	二七	四六	八八	一五八	一三六	一五〇					七四四
七年	二七	四六	八八	一五八	一三六	一五〇					七四四
八年	二七	四六	八八	一五八	一三六	一五〇					七四四
九年	二七	四六	八八	一五八	一三六	一五〇					七四四
一〇年	二七	四六	八八	一五八	一三六	一五〇					七四四
合計	三六三	六一八	一一八三	二二三四	三二七三	二〇一六	四・四四	〇・八一			一〇〇〇〇

年	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
一二年	二七	三・六三	四三	六八	一三五	二一九	一六七	七〇	一一	四
一三年	二五	三・七八	三九	五九	一一九	一八七	一一〇	二二	五	一
一四年	二五	三・三六	三六	五二	一〇一	一五三	一八四	四九	一一	三
一五年	二四	三・三〇	三七	四七	八六	一三六	一六七	一五三	八一	一三
合計	一一三	四・三〇	一四七	六・三二	一一五六	一八二八	三・四五	二〇五六	一〇八九	一・七五
無子	一一三	四・三〇	一四七	六・三二	一一五六	一八二八	三・四五	二〇五六	一〇八九	一・七五
一兒	二七	三・六三	四三	六八	一三五	二一九	一六七	七〇	一一	四
二兒	二五	三・七八	三九	五九	一一九	一八七	一一〇	二二	五	一
三兒	二五	三・三六	三六	五二	一〇一	一五三	一八四	四九	一一	三
合計	一一三	四・三〇	一四七	六・三二	一一五六	一八二八	三・四五	二〇五六	一〇八九	一・七五

右の表でみると、結婚持続期間一年では、夫婦の約七割は無子であり、その約三割は一兒をもつてゐる。結婚持続期間二年では、一兒をもつ夫婦の割合は全體の約六割八分を占めて、最高位にあり、無子の夫婦は全體の約二割九分に激減してゐる。またその比率は尙僅少ではあるが二兒又は三兒をもつ夫婦もないではない。結婚持続期間二年にして三兒をもつ夫婦は、雙生兒を出産したのか、或は一月と十二月といふ風に一箇年に二回の出産があつたのかは明らかではないが、兎も角、七百四十四組の夫婦のうち、一組の夫婦は三兒をもつてゐるのである。

結婚持続期間三年では、結婚持続期間二年の場合と同様、一兒をもつ夫婦が最も多く、全體の約六割七分を占めてゐる。そして二兒をもつ夫婦の割合も著しく増加して、全體の約一割七分に達し、無子夫婦の約一割五分よりもやゝ上位にある。

結婚持続期間四年では、一兒をもつ夫婦の割合は依然として第一位を占めてゐるが、前年の六割七分に較べて、約四割四分に低下してゐる。これに反して二兒をもつ夫婦は全體の約四割二分に激増してゐる。また無子の夫婦は約一割に過ぎない。要するに結婚持続期間四年では、一兒をもつ夫婦と二兒をもつ夫婦とはほぼ同一の割合であつて、いづれも全體の四割に

結婚持続期間より見たる子女數別夫婦の分布

上に達してゐる。結婚持続期間が五年になると、二兒をもつ夫婦の割合は最も多く、全體の半數以上を占めてゐる。そして無子の夫婦および一兒をもつ夫婦の割合は次第に減少するに反して、三兒をもつ夫婦の割合は著しく増加して、全體の約一割三分に達してゐる。

これと全く同様の傾向は、結婚持続期間六年でもみられるのであるが、三兒をもつ夫婦の割合はいよゝ増加して、全體の約二割九分に達してゐる。すなはち全體の夫婦の約四割は二兒を、約三割は三子をもつてゐるのである。

結婚持続期間七年では、三兒をもつ夫婦の割合は最も多く、全體の約三割八分を、これに次いで二兒をもつ夫婦の約三割三分、一兒をもつ夫婦の約一割三分、四兒をもつ夫婦の約一割といふ順序であつて、無子の夫婦は僅か五分六厘に過ぎない。

結婚持続期間八年および九年では、三兒をもつ夫婦の割合は最高であるが、二兒をもつ夫婦の割合に較べて、三子をもつ夫婦の割合は次第に増加し、結婚持続期間十年では、四兒をもつ夫婦の割合が最も多く、全體の約三割二分を占めてゐる。これに次いで三兒をもつ夫婦の割合は約二割七分



一二年	實數	三六	三〇	三三	三九	四四	三三	100.00
	百分比	11.5	10.0	11.0	12.7	14.7	11.0	100.00
一三年	實數	三六	三〇	三三	三九	四四	三三	100.00
	百分比	11.5	10.0	11.0	12.7	14.7	11.0	100.00
一四年	實數	三五	二七	三三	四二	四七	三五	100.00
	百分比	11.0	9.0	11.0	14.0	15.7	11.3	100.00
一五年	實數	三五	二七	三〇	三六	四七	三五	100.00
	百分比	11.0	9.0	10.0	12.0	15.7	11.3	100.00

右の表でみると、結婚持續期間一年では、夫婦の約七割三分が無子であり、その約二割七分は一兒をもつてゐる。結婚持續期間二年では、無子の夫婦の割合は減少して、約三割九分となり、一兒をもつ夫婦の割合は増加して約五割八分を占めてゐる。またその比率は甚だ僅少ではあるが、二兒をもつ夫婦の割合は二分餘りを示してゐる。

結婚持續期間三年では、結婚持續期間二年の場合と同様、一兒をもつ夫婦が最も多く、全體の約五割六分を占めてゐる。二兒をもつ夫婦の割合は相當に増加して、約一割三分に達してゐるのは、前に一兒をもつてゐた夫婦のうちで、更に出産した者が相當にあつたことを物語つてゐる。前年の無子の夫婦のうち、一兒を出産したのも相當に大なる割合に達してゐるが、しかし尙三割は無子の夫婦である。

結婚持續期間四年では、一兒をもつ夫婦の割合は依然として第一位を占めてゐるが、前年の五割六分に較べて、約三割八分に減少してゐる。これは無子の夫婦で一兒を出産した者よりも、一兒をもつ夫婦で更に一兒を出産した者の多いことに原因してゐる。従つて二兒をもつ夫婦の割合は著しく増加して約三割五分に達してゐる。こゝにおいては、初めて、僅かな割合

結婚持續期間より見たる子女數別夫婦の分布

合ではあるが、三兒をもつ夫婦も全體の三分強を示してゐる。

結婚持續期間五年になると、二兒をもつ夫婦の割合は最も多く、全體の四割一分を占め、これに次いで一兒をもつ夫婦の二割五分が多く、無子の夫婦の約二割二分、三兒をもつ夫婦の約九分といふ順序である。

これと全く同様の傾向は、結婚持續期間六年でもみられるのであるが、三兒をもつ夫婦の割合は著しく増加して、全體の二割一分に達し、四兒をもつ夫婦も、僅少なながら、現はれ來たつてゐる。これに反して無子の夫婦の割合は前年と大した差異がなく、従つて前年に一兒をもつてゐた者で、更に一兒を出産せる者、前年に二兒をもつてゐた者で、更に一兒を出産せる者を補充するに足らなかつたがために、一兒をもつ夫婦の割合、二兒をもつ夫婦の割合は、前年よりも少なくなつてゐる。

結婚持續期間七年では、三兒をもつ夫婦の割合は最も多く、全體の約三割強を示し、これに次いで二兒をもつ夫婦の二割七分、無子の夫婦の約一割八分強、一兒をもつ夫婦の約一割六分といふ順序である。こゝでは一兒をもつ夫婦よりも無子の夫婦の割合の方が多くなつてゐることは注目すべき點である。四兒をもつ夫婦の割合は、前年の二分に較べて、七分に増加してゐる。

結婚持續期間八年では、前年と全く同一の傾向を示してゐる。ただこゝにおいては、五兒をもつ夫婦が、僅少な割合であるが、初めて現はれ來たつてゐる。結婚持續期間九年では、前年と同様、三兒をもつ夫婦の割合は最も多く、約二割八分を占めてゐるが、これに次いで四兒をもつ夫婦の約二割五分が多くなつてをり、二兒をもつ夫婦の約一割五分は第三位にある。前年では二兒をもつ夫婦の割合は第二位、四兒をもつ夫婦の割合は第三位にあつたのである。

結婚持續期間十年では、四兒をもつ夫婦は最も多く、全體の二割六分を占めてゐる。これに次いで三兒をもつ夫婦の二割三分、無子の夫婦および一兒をもつ夫婦の一割四分、二兒をもつ夫婦の約一割二分強といふ順序であり、こゝにおいて、初めて六兒をもつ夫婦が、二百七組の夫婦のうち、ただの一つであるが現はれてゐる。

結婚持續期間十一年乃至十二年では、結婚持續期間十年の場合と同様、四兒をもつ夫婦の割合は常に最高であるが、五兒をもつ夫婦の割合は次第に増加してゐる。結婚持續期間十四年乃至十五年では、五兒をもつ夫婦の割合は常に最高であり、六兒をもつ夫婦の割合も一割以上に達してゐる。そして七兒をもつ夫婦も、極めて僅少の割合であるが、現はれ來たつてゐる。

要するに無子の夫婦は、結婚持續期間一年では、全體の七割以上に達してゐるが、結婚持續期間の経過につれて、四年間は相當に著しき速度で減少してゐる。しかし五年を経過すると、その減少割合は著しくなつて、殊に結婚持續期間九年以降においては、無子の夫婦の割合は殆ど一定であるといつてよい。これで見ると、二十五歳で結婚した妻二百七人のうち、その八割は、結婚後五年間に、少くとも一兒を出産してゐるが、残りの二割の無子の夫婦は容易に生産力を發揮しないのである。そして結婚後十五年を経過しても、全體の一割二分は無子の夫婦として殘留してゐるのである。

次に結婚持續期間が二年になると、無子の夫婦が一兒をもつ者の割合が相當に多く、従つて一兒をもつ夫婦の割合は約六割に達する。結婚持續期間が三年になると、無子の夫婦が一兒をもつ夫婦の數よりも一兒をもつ夫婦で、更らに一兒を出産する夫婦の數の方が多から、前年に較べて一兒をもつ夫婦の割合はやや減少し、二兒をもつ夫婦の割合は著しく増加して

ゐる。結婚持續期間五年以降では、一兒をもつ夫婦の割合は次第に減少して、二兒、三兒或ひは四兒をもつ夫婦の割合が多くなつてゐるが、これは一兒をもつてゐた夫婦にして更に一兒を出産せる者、二兒をもつてゐた夫婦にして更に一兒を出産せる者が次第に増加してゐるからである。

以上で、第一表および第二表につき、結婚經過年數より見たる子女數別夫婦の分布を概説したのであるが、次に第一表と第二表とを比較して、若干の特異の點につき、説明を加へておきたい。

まづ第一に無子の夫婦の割合をみると、第一表においても、また第二表においても、結婚持續期間四、五年までは、相當に急速に低下し、その後の低下割合は次第に緩慢になつてゐる。しかし年次別に無子の夫婦の割合を比較してみると、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦は、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦よりも、遙かに高き無子率（全夫婦中、無子の夫婦の割合）を示してゐる。例へば結婚持續期間一年では、後者における無子の夫婦の割合は約六割九分であるが、前者における無子の夫婦の割合は約七割三分である。結婚持續期間五年では、後者における無子の夫婦の割合は一割以下であるが、前者においては尙二割二分の高率を示してゐる。その後における低減率は兩者ともいづれも緩慢ではあるが、結婚持續期間十五年では、後者における無子の夫婦の割合は僅か三分強に過ぎないに反して、前者における無子の夫婦の割合は尙一割二分に達してゐる。これによつてみると、妻の結婚年齢の高い夫婦にあつては、無子率は高いことがわかる。これは生理的原因によるものか、或ひは出産意欲の乏しいことに原因してゐるものであるかは斷定しがたいが、二十五歳乃至三十五歳といふ妻の年齢では、妊孕力が生理的に著しく減退してゐるものとも考へられないから、妻の結婚年齢の高き夫婦は出産意欲も比較的乏しいのではあるまいか。これは私

の想像であるが、一應は考へられることではないかとおもはれる。

もし結婚持続期間を考慮のほかに、妻の年齢からみると、妻の年齢二十六歳の夫婦では、妻の初婚年齢二十二歳の場合には、全體の約一割が無子の夫婦であり、約四割四分は一兒を、約四割二分は二兒を、そして三分強は三兒をもつてゐるに對して、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦の場合には、全體の七割以上が無子の夫婦であり、僅か二割七分が漸く一兒をもつてゐるに過ぎないのである。これによつてみると、結婚年齢の遅延は、人口増殖上、如何に好ましくないものであるかがわかる。

第二に、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、結婚持続期間二年において、三兒をもつ夫婦さへあるが、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、結婚持続期間四年にして、初めて三兒をもつ夫婦が現はれ來たつてゐるのである。また四兒をもつ夫婦は、妻の初婚年齢二十二歳の場合には、結婚持続期間五年にして現はれてゐるが、妻の初婚年齢二十五歳の場合には、これよりも一年おくれて、結婚持続期間六年にして初めて現はれてゐる。五兒をもつ夫婦は、妻の初婚年齢二十二歳の場合には、結婚持続期間六年にして現はれてゐるが、妻の初婚年齢二十五歳の場合には、結婚持続期間八年にして、初めて現はれることになつてゐる。また妻の初婚年齢二十二歳の場合には、結婚持続期間が十二年以上に達すると、七兒以上の子女をもつ夫婦もあるが、妻の初婚年齢二十五歳の場合には、結婚持続期間が十五年に達しても、七兒以上をもつ夫婦は皆無である。

最後に、結婚持続期間十年においては、二十二歳で結婚した妻は三十二歳に、二十五歳で結婚した妻は三十五歳になつてゐるが、その子女數別分布をみると、無子の夫婦は、前者において、全體の約三分八厘に過ぎないが、後者においては實に一割四分を占めてゐる。一兒をもつ夫婦は、前者

結婚持続期間より見たる子女數別夫婦の分布

において約七分四厘に過ぎないが、後者においては、一割四分に達してゐる。これで見ると、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦にあつては、無子或ひは一兒をもつ夫婦の割合は著しく高いことがわかる。これに反して二兒以上をもつ夫婦の割合は、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦において遙かに多く、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、六兒以上をもつ者は殆ど皆無であるといつてよいが、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、七兒をもつ者さへ現はれてゐる。

結婚持続期間十五年においても、これと全く同様の傾向がみられるのであつて、例へば無子の夫婦は、妻の初婚年齢二十二歳の場合には、全體の僅か約三分に過ぎないが、妻の初婚年齢二十五歳の場合には、尙一割二分の高率を示してゐる。一兒をもつ夫婦は、妻の初婚年齢二十二歳の場合には、全體の僅か約四分に過ぎないが、妻の初婚年齢二十五歳の場合には、一割五分以上に達してゐる。結婚持続期間が十五年になると、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦でも、二兒以上をもつ者の割合も相當に増加し、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦の場合に較べて大差ないが、これは六兒以上をもつ夫婦の割合は極めて小さいからである。すなはち妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、無子又は一兒をもつ者の割合は比較的によく、二兒乃至五兒をもつ者の割合は、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦の場合とほぼ均しく、六兒以上をもつ者の割合は著しく少ない。これに反して、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、無子或は一兒をもつ者の割合は著しく少なく、二兒乃至五兒をもつ者の割合は、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦の場合とほぼ均しく、六兒以上をもつ者の割合は相當に多くなつてゐる。

右に述べたところは、夫婦の出産力を子女數別に取扱つたものであつて、現實の家族の大いさとは一致するものではない。といふのは出生兒の死亡

危険を全く考慮に入れてゐないからである。もし結婚持続期間別に家族の大きさを明らかにせんとするならば、出生児の年齢別死亡危険を考慮に入れる必要がある、これを計算すれば、子女數別夫婦の分布は、前表と多少、異なる結果が得られるであらう。

妻の初婚年齢二十二歳の夫婦七百四十四人のうち、結婚持続期間一年にして、出産せる者は二百二十七であつて、双生児の出産なきものと假定すれば、出生兒數は二百二十七である。この出生児のうち、年齢別に異なる死亡率をもつて死亡するものがあり、第六回生命による年齢別死亡率に基き、十五年間の生存兒數を計算すると、次の第三表の如くである。

第三表

經過年數	生存兒數	經過年數	生存兒數
一 年	二二四	九 年	一九三
二 年	二〇六	十 年	一九二
三 年	二〇二	十一 年	一九二
四 年	一九九	十二 年	一九二
五 年	一九七	十三 年	一九二
六 年	一九六	十四 年	一九一
七 年	一九九	十五 年	一九〇
八 年	一九四		

右の表で明らかになく、二百二十七人の出生兒は、十五年間に三十七人は死亡し、生存兒數は百九十人と推算せられる。そして結婚持続期間一年における生存兒數は二百十四人であつて、これを七百四十四組の夫婦數で割ると、一夫婦當り平均子女數は〇・二九となる。

また結婚持続期間二年にして出生せる子女の合計は五百五十人であるが、

そのうちの新生兒は 310-211-233 人である。しかしこの三百二十三人は、前年において無子の夫婦の出産せる者、前年において既に第一子を出産せる者にして更に一兒、或ひは二兒を出生せるものも含まれてゐる。これについて、十四年間に於ける年齢別死亡率を考慮して、生存兒數を推計すると、次の第四表の如くである。

第四表

經過年數	生存兒數	經過年數	生存兒數
一 年	三〇五	八 年	二七七
二 年	二九四	九 年	二七六
三 年	二八八	十 年	二七五
四 年	二八四	十一 年	二七四
五 年	二八一	十二 年	二七三
六 年	二七九	十三 年	二七二
七 年	二七八	十四 年	二七一

右の表で明らかになく、結婚持続期間二年における新生兒は三百二十三人であるが、そのうち、年を追うて死亡する者があるから、十四年後には二百七十一人が残存することになる。そして結婚持続期間二年では、すなはち結婚持続期間が第三年目に入るその初頭には、結婚當初の年に生れた子女二百二十七人中、二年間を經過して残存した者二百六人と結婚第二年目に生れた子女三百二十三人中、一年間を經過して残存した者三百五人との合計五百十一人である。従つて一夫婦當り平均子女數は〇・六九である。

右の方法に従つて、妻の初婚年齢二十二歳および二十五歳の夫婦につき、結婚持続期間別に生存兒の合計を計算し、一夫婦當り平均子女數を示すと次の第五表の如くである。



第五表

結婚持續期間

結婚持續期間	妻の初婚年齢十二歳の夫婦		妻の初婚年齢十五歳の夫婦	
	生存兒合計	一夫婦當り平均子女數	生存兒合計	一夫婦當り平均子女數
一年	二二四	〇・二九	五三	〇・二六
二年	五一一	〇・六九	一二二	〇・五九
三年	六九五	〇・九三	一五四	〇・七四
四年	九三〇	一・二五	二二二	一・〇七
五年	一、一四一	一・五三	二五四	一・二三
六年	一、三四〇	一・八〇	三〇九	一・四九
七年	一、五四七	二・〇八	三五六	一・七二
八年	一、七四四	二・三四	三九六	一・九一
九年	二、九二七	二・五九	四四五	二・一五
十年	二、一〇二	二・八三	四八四	二・三四
十一年	二、二九六	三・〇九	五二六	二・五四
十二年	二、四五七	三・三〇	五五四	二・六八
十三年	二、六一〇	三・五一	五八六	二・八三
十四年	二、七七九	三・七四	六一一	二・九五
十五年	二、九三一	三・九四	六三一	三・〇五

備考 この原表は甚だ複雑であるから、こゝに記載することは省略する。

右の表でみると、妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、結婚後、三年にして、平均約一兒、詳しくは〇・九三の子女をもつが、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、結婚後、四年にして平均一兒、詳しくは一・〇七の子女をもつことになつてゐる。また妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、結婚後、七年にして平均二兒をもつが、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、結婚後、九年にして平均二兒をもつことになつてゐる。さらにまた妻の初婚年齢二十二歳の夫婦においては、結婚後、十一年にして

結婚持續期間より見たる子女數別夫婦の分布

平均三兒をもつが、妻の初婚年齢二十五歳の夫婦においては、結婚後、五年にして平均三兒をもつことになつてゐる。

結婚後、十五年では、二十二歳で結婚した妻は三十七歳であるが、その平均子女數は約四、詳しくは三・九四である。これに對して二十五歳で結婚した妻は、四十歳にして漸く平均三人の子女をもつてゐるに過ぎない。要するに結婚年齢が二十二歳から二十五歳に遅延すると、同一の結婚持續期間においても、その出産力は弱くなつてゐる。これは、すでに述べた如く、生理的な原因によるといふよりは、社會的、心理的な原因によるものではないからうか。なほ、こゝに示した平均出生兒數は、時間の経過に伴つて死亡する子女の數を除外したものであつて、現實の子女數と推定されるものであることを、念のため申し添へておく。

右に述べたところを圖示すれば左の如くである。

### 婚姻持續期間經過年數別平均子女數（生存者）

